

群馬県環境審議会循環型社会づくり推進部会の設置及び運営に関する要領

(趣旨)

第1 この要領は、群馬県環境審議会条例（平成6年群馬県条例第23号。以下「条例」という。）第8条に基づき設置する群馬県環境審議会循環型社会づくり推進部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2 部会は、群馬県環境審議会長が指名した委員及び専門委員（以下「部会委員」という。）をもって構成する。

(任期)

第3 部会委員の任期は、群馬県環境審議会委員の任期満了日までとし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事務)

第4 部会は、群馬県循環型社会づくり推進計画の策定及び推進について調査審議するものとする。

(部会長等)

第5 部会に、群馬県環境審議会長が指名した部会長を置く。

2 部会長は、部会を総理する。

3 部会長に事故があるときは、部会委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第6 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 部会の議事は、出席した部会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、部会委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7 部会の庶務は、環境森林部廃棄物・リサイクル課において処理する。

(雑則)

第8 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和3年11月19日から施行する。